

うるま市告示第119号

うるま市スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月30日

うるま市長 中村 正人

うるま市スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

うるま市スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱（令和6年うるま市告示第149号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、スポーツイベント・大会等（以下「スポーツイベント等」という。）をうるま市に誘致し、支援することにより、観光誘客等交流人口を創出し、地域経済の活性化を推進するとともに、<u>スポーツイベント等の主催者が自主的かつ持続可能な運営能力を育成できるよう必要な体制を整備すること</u>を目的に、予算の範囲内において、スポーツイベント等推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象事業者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 過去に補助金の交付を3回以上受けているとき。</u></p> <p><u>(補助金の額)</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、スポーツイベント・大会等（以下「スポーツイベント等」という。）をうるま市に誘致し、支援することにより、観光誘客等交流人口を創出し、地域経済の活性化を<u>推進すること</u>を目的に、予算の範囲内において、スポーツイベント等推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象事業者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者が次のいずれかに該当するときは、補助対象としない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(補助金の額)</u></p>

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から補助対象事業で得た収入を控除した額に10分の10（補助対象事業者が補助対象経費の10分の2以上の額の収入を確保できない場合にあつては、10分の8）を乗じて得た額とする。ただし、補助金の上限額は、補助対象事業者が過去に補助金の交付を受けた回数に応じて、補助対象事業1つにつき、次のとおりとする。

(1) 初回 2,500,000円

(2) 1回 2,000,000円

(3) 2回 1,500,000円

2 前項本文の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の5分の4を乗じた額とし、1事業当たり250万円を上限とする。ただし、過去に本市において補助金の交付を受けた実績のある補助対象事業者は、1事業当たり200万円を上限とする。

備考

- 1 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。
- 2 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和8年6月30日から施行する。